

# 自主研究：交通事故裁判例でみた四肢骨折

発表者 主席研究員 辻 泰

発表 交通事故裁判例でみた四肢骨折－早期社会復帰を妨げる長期化要因と問題点  
について－（2007年3月）

## 1. 目的

「四肢の骨折の療養に要する期間に関する研究」（2002年度、2003年度に厚生労働省委託研究として日整会 労働産業委員会が実施したアンケート調査）によると、労災患者は非労災患者に比べ、「療養期間（初診～症状固定までの期間）」と「復職期間（初診～復職までの期間）」が有意に長くかかっているという結果がでている。労災患者は労働に起因する特殊な災害を受けたもので“障害を補償する観点”から十分な回復をするまで保護されたことによるものではないかと考えられている。

そこで自動車保険がからむ交通事故例でも“障害を賠償する観点”からも同様な傾向があるのかどうか、裁判例や長期化した四肢骨折事例（保険請求例）について、早期社会復帰を妨げる具体的な長期化要因と問題点について、損害賠償上の視点から検討した。

## 2. 対象および方法

1999～2003年までの5年間の裁判例を対象とした統計分析を行った。

裁判例の抽出には、判例データベースとして判例 MASTER II 2005 年前期版・判例 MASTER Web 版（新日本法規出版）、判例検索システム VS バージョン 2005 年前期版（自動車保険ジャーナル）を使用した。判例データベースの検索は「事故」と「骨折」をキーワードとして、交通事故を原因とする四肢骨折事例を抽出した。各裁判例の詳細については、出典を確認した。交通事故民事裁判例集 32～36 巻（不法行為法研究会）も対象とした。

なお、保険請求例の具体的な事例には触れないが長期化要因分析の参考とした。

## 3. 結果および考察

交通事故を原因とした骨折事例は、自動車保険がからむ関係で、労災事故、スポーツ、転倒・転落など他の原因による外傷例と異なる特殊性が存在する。その長期化例には、1.医療側要因として初期治療の優劣の問題が、2.賠償側要因として適正さを欠く経済的補償（特に、休業補償の長期認定）が見られた。また、3.被害者側要因としては経済的補償による賠償性の存在が示唆された。

長期化予防、早期社会復帰には、整形外科外傷専門医による初期治療、ならびに術後のリハビリテーションの進捗状況・身体的な就労能力・後遺障害の客観的評価が重要である。